

製品起因による事故ではないと判断した案件

該当事案無し

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201201032 平成25年3月5日(大阪府) 平成25年3月21日	電気湯沸器	(火災) 当該製品を使用中、異音に気づき確認すると、当該製品の電源プラグ部から出火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	●当該事業者は、消防から当該製品の電源プラグ部及びコンセント側が焼損した旨の情報や調査への立会い依頼について連絡を受けたことから、火災事故として重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、電源プラグ部のみの焼損であり、コンセント側はすずの付着はあるものの内部に異常はなく、消火の必要もなかったことから、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	
2	A201300329 平成25年8月3日(新潟県) 平成25年8月8日	除湿機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、消防から当該製品が焼損した旨の情報や合同調査の実施について連絡を受けたことから、火災事故として重大製品事故の報告を行った。その後、合同調査により、本体側電源コードの付け根部の焼損であり、使用者は、事故発生時にコンセントを抜いたのみで消火活動を行っていないことが判明したことから、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	
3	A201300461 平成25年9月27日(北海道) 平成25年10月4日	石油温風暖房機(密閉式)	(火災) 事業所で当該製品の運転確認中、当該製品のホース部が溶ける火災が発生した。	●当該事業者は、消防から当該製品から発火した旨の使用者情報や原因調査依頼について連絡を受けたことから、火災事故として重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、排気管が過熱し、排気管がとおっている給排気筒の一部及び壁貫通部の固定部材が熔融したものであり、当該製品本体に焼損はなく、消火の必要もなかったことから、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A201300504 平成25年10月20日(京都府) 平成25年10月24日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品か ら発煙した。	●当該事業者は、消防から当該製品の使用中に当該製品から発煙した旨の情報や調査への立会い依頼について連絡を受けたことから、火災事故として重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、当該製品の内部部品のみ焼損であり、消火の必要もなかったことから、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	